

平成 22 年 12 月 10 日

豊島区庁舎、南池袋二丁目に移転決定 ～区議会本会議で区役所の位置変更条例を可決～

本日開催された第 4 回豊島区議会定例会において「豊島区役所の位置に関する条例の一部を改正する条例（*）」が可決された。これにより、区政の長年の懸案であった、築 50 年を迎える庁舎の建替えについて、現在の東池袋一丁目から、南池袋二丁目 45 番 1 号に移転し整備することが決まった。

新庁舎整備の検討は、平成 17 年度より実質 6 年間に渡り進めてきた。この間、計画の公表にあわせ、パブリックコメントの実施（計 4 回）、区内 12 の地区での区民説明会（計 36 回）、区内関係団体や個別の町会への説明等（計 160 回）を精力的に行い、新庁舎整備に対する区民の理解を求めてきた。

新庁舎は、旧日出小学校の跡地を含む地区で進められている南池袋二丁目 A 地区市街地再開発事業で建設される建物の低層部に整備する。

質の高い区民サービスを提供する拠点としての機能を担うことはもちろんのこと、区民生活の安全を守る防災の拠点として、また、文化創造都市、環境都市、生涯健康都市、教育都市など、未来の都市づくりをリードする自治のシンボルとなる。

今後は、市街地再開発事業の権利変換計画認可を経て、平成 23 年度には既存建築物解体工事・建築工事竣工へと進む。新庁舎は平成 26 年 12 月末竣工予定。

《整備手法・資金計画の基本方針》

副都心という恵まれた立地条件に着目し、区が保有している土地を活用して庁舎整備の財源をまかなうことを大前提として、**区民にもっとも負担をかけない整備手法、資金計画**を組み立てている。

再開発事業の計画地に区が保有している旧日出小学校等は、再開発建物の床に変換され、新庁舎という財産にかたちを変えて将来に引き継がれ、現庁舎・分庁舎・公会堂敷地も定期借地権方式で民間活用する。この**再開発事業と現庁舎地の民間活用の組み合わせ**により、新庁舎整備に必要な**資金を生み出し**、区民への他の行政サービスが低下することがないような計画としている。

（*）地方自治体の事務所の位置を定める条例は、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の同意が必要な特別議決の扱いとされている。（地方自治法 4 条）

添付資料: 新庁舎整備スケジュール

問い合わせ：庁舎建設室長